

審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和5年度第1回津市国民健康保険運営協議会
2	開催日時	令和5年8月24日(木) 18時から20時まで
3	開催場所	庁議室(本庁舎4階)
4	出席者の氏名	(津市国民健康保険運営協議会委員) 中林岩二、秦伸一、平田政敬、奥野利幸、花井博祥、村阪敏規、渡部泰和、奥田正洋、葛西豊一、河合紀子、水谷隆、小野利幸、内藤誠 (事務局) 健康福祉部健康医療担当理事 勢力実 健康福祉部保険医療助成担当参事(兼)保険医療助成課長 鎌田光昭 保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 江角綾子 保険医療助成課保険担当主幹 神田敦史 保険医療助成課保険担当副主幹 黒澤優、澤理恵
5	内容	(1) 令和4年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について (2) 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計予算について (3) 国民健康保険事業の財政見通しについて
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0人
8	担当	健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当 電話 059-229-3159 e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

## 開会

事務局	<p>ただ今より、令和5年度第1回津市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まず、委員の異動のご報告でございます。</p> <p>川森英司委員が御退任され、新たに、同じく津歯科医師会より花井博祥委員が就任されました。</p> <p>中村光一委員が御退任され、新たに、同じく津市社会福祉協議会より石川博之委員が就任されました。</p> <p>また、公益を代表する委員が1名欠員となっておりますが、このたび津市シルバー人材センターより河合紀子委員が就任されました。</p> <p>本日ご欠席の石川委員を除き、花井委員、河合委員の順で御紹介させていただきます。</p> <p>今年度から参加させていただきます、津歯科医師会副会長の花井</p>
花井委員	<p>今年度からシルバー人材センターの理事をさせていただくことになりました河合です。よろしくお願いいたします。</p>
河合委員	<p>事務局を代表いたしまして、健康福祉部健康医療担当理事よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>本年4月から健康医療担当理事に着任いたしました勢力でございます。</p>
担当理事	<p>本日はお暑い中、そしてお疲れのところ、当運営協議会の会議に、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>この運営協議会は、保険給付、保険料の徴収など国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行うこととされております。</p> <p>健全な国保の運営に向けまして、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日は、お手元の事項書のとおり、令和4年度の決算案について、続いて、令和5年度当初予算、さらに国民健康保険事業の財政見通しなどを議題としております。</p> <p>ご協議のほど、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に、本日の委員の出欠状況について申し上げます。本日の出席者数は13名でございます。なお、玉木委員、長谷川委員、沖委員、石川委員、青木委員よりご欠席のご連絡をいただいております。津</p>

<p>議 長</p>	<p>市国民健康保険条例第2条に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項の規定を満たしておりますことをご報告します。この会議の結果につきましては、会議録を作成し、「審議会等の会議結果報告」という形で津市のホームページに登載されることとなりますので御承知おきください。</p> <p>本日は、先日送付をいたしました、事項書及び資料にあります、令和4年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)、令和5年度津市国民健康保険事業特別会計予算について、国民健康保険事業の財政見通しについて、以上3つを議題としております。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、議長、会議の進行をよろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用の中、そしてたいへんお疲れのところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>このような時間は初めてですので、スムーズに進行できますようにご協力をお願いします。スムーズとはいえ、意見を言うなどか質問をするなどということではございません。有意義な時間にしていただきますことをお願いいたします。</p> <p>本年度から花井委員、河合委員にもお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和5年度第1回津市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p>
------------	--

## 2 議事

### 議事1 令和4年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について

#### 「令和4年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)」

##### (1) 歳入

決算額は千円単位としております。令和4年度の主なものといたしまして、まず、国民健康保険料は、52億4,616万7千円で、前年度と比較しますと、1億6,829万1千円、3.1%の減となりました。これは、団塊の世代の方が後期高齢者医療保険制度に移行したことなどによる国民健康保険被保険者数の減少によるものと考えております。

国庫支出金は、8万6千円で、前年度比は1,283万4千円、99.3%の減となりました。主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した保険料について、令和3年度においては、国庫補助金である「国民健康保険災害等臨時特例補助金」と県補助金である「特別交付金」により財政措置されていましたが、令和4年度においては、全額を県補助金である「特別交付金」で

措置されたことによるものでございます。なお、8万6千円については「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」で、本市が作成した「マイナンバーカードの健康保険証利用申込みについてのチラシ」に要した費用について交付を受けたものでございます。

県支出金は、185億7,256万6千円で、前年度比3億2,541万7千円、1.7%の減となりました。これは国保広域化後の制度として県から交付されるもので、その内訳としましては、普通交付金、これは歳出の保険給付費を賄うための交付金でございますが、普通交付金180億6,452万9千円と、保険者努力支援制度などの特別交付金5億803万7千円でございます。

繰入金は、19億247万1千円で、前年度比3,425万8千円、1.8%の減となりました。この一般会計繰入金は、国が示した一定のルールに基づく法定内繰入金といたしまして、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金があり、令和4年度からは、未就学児の保険料の減額制度が創設されたことによる「減額した保険料」への補てんとして、「未就学児均等割保険料繰入金」が繰入れされるようになっております。また、その他(直診勘定)繰入金として、過疎地の医療対策として美杉町竹原及び美杉町奥津にある直営診療施設に対する財政援助となる繰入金がございます。

繰越金は、5,156万5千円でございます。これは、令和3年度における歳入歳出差引額で、基金へ4億8,627万4千円を積立てした後の剰余金で、令和4年度への繰り越しでございます。

諸収入は、5,548万3千円で、保険料の延滞金や返納金などでございます。

以上、歳入合計は、258億3,121万1千円となり、前年度比7億6,324万5千円、2.9%の減でございます。

## (2) 歳出

令和4年度決算額の主なものといたしまして、保険給付費は、180億8,014万円で、前年度比3億9,783万1千円、2.2%の減となりました。支出の主なものは、医療費のうち保険者が負担する7割分等の療養給付費のほか、高額療養費、出産育児一時金などの出産育児諸費、葬祭費などで、減額の要因といたしましては、保険料収入の減額と同様、団塊の世代の方が後期高齢者医療保険制度に移行することなどによる国民健康保険被保険者数の減少によるものと考えております。

国民健康保険事業費納付金等は、63億4,098万7千円で、前年度比4億1,736万4千円、6.2%の減となりました。これは国保広域化後の制度として、前年度の医療費の実績や被保険者の状況、交付金の精算状況、国から示される診療報酬等の指数等から県が算出したもので、県が市町に支払う医療費のための普通交付金の資金とするために、県が市町に求める納付金で、減額の要因としましては、コロナ禍にあるなか、令和4年度の納付金の算定において、令和2年度納付金の

決算剰余金を充当し、納付金を低く抑えようとしたことなどによるものです。

保健事業費は、特定健康診査・特定保健指導事業にかかる経費や、各種がん検診等にかかる自己負担金の助成などで、2億4,506万4千円で、前年度比704万7千円、2.8%の減でございます。減額の要因といたしましては、受診控えの影響によるものと考えております。

基金積立金は、4億7,868万3千円となりました。これにつきましては、議事3の「国民健康保険事業の財政見通しについて」で、改めてご説明させていただきます。

諸支出金は、国や県への返還金及び保険料還付金等で、1億4,125万4千円、前年度比では4,321万6千円、23.4%の減でございます。主な要因といたしましては、令和3年度に受けた普通交付金の交付額確定による返還金が、その前の年度の返還額より4,221万1千円減となったことなどによるものです。

以上、歳出合計は、256億5,071万2千円となり、前年度比8億9,217万9千円、3.4%の減となりました。

これらの結果、歳入歳出差引額は、1億8,049万9千円の黒字となりました。歳入歳出には基金積立金や前年度繰越金が含まれていますので、実質の収支を考えると、これに基金積立金の4億7,868万3千円を加え、一方で前年度からの繰越金5,156万5千円を引きますと、単年度収支は、6億761万7千円の黒字となるものでございます。

## 「国民健康保険事業の概要」

### （１）世帯数及び被保険者数

団塊の世代の方の後期高齢者医療保険への移行、少子高齢化、退職年齢の延長に加え、短期労働者に対する健康保険の適用拡大などから、国保の被保険者数は年々減少しており、今後も減少していくものと思われま

### （２）保険料収納額及び一人当たり調定額

被保険者数の減少から、保険料調定額、収納額はともに年々減少しており、令和4年度の現年度調定額は、前年度比で約1億6,100万円、収納額は約1億5,300万円、それぞれ減少しております。一方、保険料収納率ですが、令和4年度の現年度分の収納率は、93.62%となりました。市町村合併後の最高値であった令和3年度と比較して、0.03ポイント減となりましたが、基本的には年々収納率を向上させており、引き続き、電話による納付催告や滞納処分等差押えなどの滞納整理を行い、さらなる収納率の向上を目指してまいります。

### （３）保険給付費及び一人当たり給付額

令和4年度の保険給付費は、令和3年度に比べ、約3億9,800万円、2.2%の減となっており、減額の要因は、被保険者数の減によるものと考えております。一方で、一人当たりの保険給付の額は、高齢化や医療の高度化等を背景に増加傾

向となっております。

#### **(4) 県補助金**

平成30年度からの広域化（県域化）により、補助金等財政運営の制度が大きく変更されております。令和4年度は、普通交付金が前年度と比較して、約3億1,300万円の減となっておりますが、これは、歳出の保険給付費と連動していることによるものでございます。

#### **(5) 繰入金及び(6) 国保会計決算**

平成28年度まで基金残高は0でしたが、同年に保険料率の増額改定を行ったことや、平成30年度から財政運営が県域化されたことから収支状況は改善され、平成29年度に基金に約4億7,500万円の積み立てを行って以降、記載のとおり推移してきております。なお、令和4年度末の基金残高は、約21億8,200万円となるものでございます。

#### **(7) 特定健診・特定保健指導 受診率の推移**

令和4年度の実績はまだ確定しておりませんが、受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが見られた令和2年度、3年度に対し、やや向上する見込みでございます。しかし、平成30年3月に策定した、平成30年度から令和5年度までの6か年計画、「津市第2期国民健康保険保健事業実施計画」及び「津市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画」に掲げた目標値には、まだまだ届いていない状況にありますので、引き続き受診率の向上に取り組んでまいります。

### **「令和4年度の主な状況と取組」**

#### **(1) 令和4年度の主な改正状況等**

1点目は、国民健康保険料の賦課限度額の改定でございます。国民健康保険法施行令が改正され、同令に規定する市町村の保険料の賦課に関する基準において後期高齢者支援金等賦課限度額が引き上げられたことから、津市国民健康保険条例の一部を改正し、当該限度額の改定を行ったもので、令和4年度では20万円としていましたが、令和5年度からは2万円増額し、22万円としたものでございます。基礎賦課限度額と介護納付金賦課限度額を合わせた賦課限度額は、令和4年度では102万円としていましたが、令和5年度からは104万円としております。

2点目は、出産育児一時金の支給額の改定でございます。健康保険法施行令が改正され、同令に規定する出産育児一時金の支給額が引き上げられたことから、津市国民健康保険条例の一部を改正し、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を引き上げ改定したものでございます。

3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による対応でございます。令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、国による財政支援が新たに示されたことから、津市国民健康保険条例の一部を改正し、令和2年度に創設した傷病手当金制度の適用期間の延長と国民健康保険料の減免制度の新たな適用等を行ったものでございます。傷病手当金制度の適用期間については、制度の創設以降、国の方針に沿って延長してきましたが、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、国による財政支援が終了することになったことから、本市における傷病手当金の支給対象者についても、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等としたものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少等したことによる保険料の減免制度は、令和5年度保険料の減免については財政支援されないこととなり、令和4年度相当分の保険料等で、国保加入手続が遅れたことなどにより令和5年度に賦課となった保険料に対する減免や、引き続き令和5年3月31日以前に納期限が存する保険料の減免が財政支援の対象とされることになったことから、本市における減免の対象とする保険料も同様の取扱いとしたものでございます。なお、減免の申請期限は、国の補助金の交付事務手続きの関係から、令和5年12月28日までとしております。

## **(2) 令和4年度の国民健康保険料(税) 収納状況等**

令和4年度の現年度分は93.62%でありました。特別滞納整理推進室との取組でございますが、当該推進室は、市税と国民健康保険料等の公金に対する滞納整理を一元化し、効率的効果的に公金収納を推進するため、平成23年4月に津市収税課内に設置されたもので、国保料滞納整理の困難案件を移管して対応していただいております。

## **(3) 特定健康診査等の受診率等の向上の主な取組**

受診率向上のための対策として、過去3か年で未受診歴のある66歳になる方を対象とした電話による受診勧奨、また、美里地域をモデル地区とした訪問による勧奨や自治会・医療機関を通じた啓発のほか、受診勧奨通知などの取組みを行いました。

特定保健指導につきましては、実施率向上のための対策として、個別通知や回答のない方への電話による勧奨、健康測定会での特定保健指導を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ICTを用いた遠隔保健指導を実施いたしました。

## **○意見、質疑応答等**

(委員)

- ①国庫補助金を県補助金に巻き替えたということだが、その県補助金が減

っているのはなぜか。残りの国庫補助金はどういった性質のものか、どのように制度が変わったのか。

②令和3年度から傷病手当金に決算額があるが、新型コロナウイルス感染症の発生率の経過と比較すると、支出の増減にズレがあるのではないか。

③基金積立金の残高と一般会計からの法定内繰入れ、それぞれの事務局の考え方は。

④受診率の推移が目標とかけ離れている理由は。計画期限の5年度に向けて具体的な策はあるのか。

⑤収納状況について、滞納繰越分の収納率が低く、不納欠損額が多いが、取組姿勢をどう考えているのか。

#### (事務局)

①仕組みの変更は説明のとおりですが、被保険者の減少により全体的な収入が減少しているなかでの、実績に応じた額であるため、国庫支出金からの変更分は含まれてはいるものの、減少に転じています。

②傷病手当金の制度は令和2年7月2日から始まり、令和2年度の実績は0件、令和3年度21件、令和4年度は123件と急激に伸びたために予算の補正を2回行いました。

③基金の積み立て及び、繰入金の推移について、法定内繰入については費目が決まっている。基金積立額の見極めは歳入・歳出の差額により最終的な剰余金をみたくうで、前年度の国庫補助金に係る返還金を見越して予算を立てています。

④国の定めた目標値を津市に置き換えているが、健診は任意であるため達成が難しい。さまざまな面から啓発をしたいと考えている。漫然と広報するのではなく工夫をしてやっていきたい。令和4年度は美里地域、令和5年度は白山地域をモデル地域にして取り組んでいます。

⑤収納率については100%を目指してはいるが、時効等により不納欠損処理をせざるを得なかった。主な取組としてはお知らせセンターによる納付勧奨、財産調査、差し押さえ等があり、併せて徴収困難な債権については特別滞納整理推進室に移管しています。引き続き連携をしながら粘り強く取り組んでいきます。

#### (委員)

決算は、数字がすべてであるので不納欠損であっても実績があがるようにより良い方策を知恵を絞って頑張ってもらいたい。

令和4年度に県支出金に巻き替えられた国庫支出金はどれぐらいあるのか。

#### (事務局)

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料を減免した額をもとに国庫で補填しており、保険料の減免額は令和3年が約2,190万円、令和4年度が約



370万円となっており、特別交付金の中に含まれています。

(議長)

収納率について、頑張ってもらってはいるが、令和5年度を下げているのは要因があるのか。

(事務局)

令和5年度は当初予算編成時の見立ての率を使用しています。

(委員)

特定健康診査モデル地区においてどのように受診率が推移したのか、数値で示してほしい。

## **議事2 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計予算について**

### **「令和5年度津市国民健康保険事業特別会計当初予算」**

#### **(1) 歳入**

国民健康保険料につきましても、保険料収入全体では50億6,438万4千円で、前年度の当初予算額に対しましては1億9,765万1千円、3.8%の減でございます。なお、被保険者数の減少見込みなどによるもので、前年度の決算見込み額に対しましては1億8,178万3千円、3.5%の減となっております。

県支出金は、195億6,080万5千円で、前年度比1億589万2千円、0.5%の減でございます。

繰入金は19億2,297万8千円で、前年度比1億3,704万5千円、7.7%の増としており、そのうち、基金からの繰入金を1億7,077万3千円計上しております。

以上、歳入総額は266億2,022万円としています。

#### **(2) 歳出**

医療にかかる費用である保険給付費は、192億3,261万7千円で、前年度比1億1,518万2千円、0.6%の減でございます。この費用は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金等を除いて、県により賄われるものでございます。

国民健康保険事業費納付金は、66億4,825万2千円で、前年度比3億726万3千円、4.8%の増でございます。

保健事業費は、2億8,817万7千円で、前年度比195万4千円、0.7%の増でございます。

以上、歳出総額は266億2,022万円で、前年度比1億9,093万3千円、0.7%の減でございます。

## **○意見、質疑応答等**

(委員)

傷病手当金について、決算に引き続いて令和 5 年度は 630 万円を見込んで  
いるが、実際はどうか。

(事務局)

予算編成時には新型コロナウイルスが大流行しており、補正を 2 回行う状  
況の中での見込みでしたが、実際は 5 月 8 日に 5 類に移行したことにより、現  
在 12 件の支出となっています。

### **議事 3 国民健康保険事業の財政見通しについて**

平成 30 年 4 月から大きく制度が改正され、国保財政が県域化されました。こ  
の県域化以降は、被保険者から収納する保険料と国、県から交付される公費等を  
財源に、県へ納付金を支払い、県からは、療養に要した費用等が全額交付される  
こととなりました。このような県域化により、県が新たに財政運営に加わり 5 年  
が経過しましたが、現在のところ大きな問題もなく、順調な財政運営ができてお  
ります。

県は、医療費等を給付するために必要とされる費用を県内の市町から納付金  
として徴収し、これに国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金等を加え、そ  
の財源をもとに市町が医療費等の支払に必要な費用を交付します。一方、市町は、  
被保険者から収納する保険料と、国、県等からの交付金を財源として、県に支払  
う納付金と市町独自の保健事業費等を賄っております。

このように、被保険者にご負担いただく保険料は、県へ支払う納付金の他に市  
町独自の保健事業等や別途交付される特別交付金などから所要額が求められま  
す。

保険料決定に大きくかわる納付金等の算定スケジュールは、11 月上旬に、  
国から、令和 6 年度納付金算定に必要な仮係数が提示され、同月中旬には、県か  
ら、仮係数による納付金算定結果が提示される予定です。その後、12 月下旬に、  
国から、確定係数が提示され、翌年 1 月中旬には、県から、最終の納付金算定結  
果が提示される予定です。

#### **「今後の財政見通しについて」**

##### **(1) 保険料**

ご負担いただく被保険者数は年々減少しておりますが、令和 6 年をピークに  
団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行していくことで、被保険者数は更に減  
少し、これに伴って保険料収入は減少することが見込まれます。

##### **(2) 医療費**

医療技術の高度化や被保険者の高齢化により、一人当たり医療費は、増加傾向  
にあります。本市の場合、他市町よりも、医療機関数、病床数が多く、高齢化率  
も高いので、医療費が嵩む傾向にあります。なお、令和 2 年度は新型コロナウイ

ルス感染症の拡大による影響から医療機関等への受診控えと考えられる傾向が見られましたが、令和3年度はその反動と考えられる傾向が見られ、令和4年度においても一定の増加が見られ、前年度対比で約7,800円の増となる見込みです。

### (3) 納付金

令和5年度の納付金は、前年度に比べて、約3億700万円の増額となりました。

増額の主な要因としては、県の特別会計における令和4年度の納付金算定時において、コロナ禍のなか納付金額を抑える観点から令和2年度の決算剰余金約23億9,600万円が活用されておりましたが、令和5年度の納付金算定においては、前期高齢者交付金の増額や令和3年度決算剰余金約8億6,100万円を令和5年度納付金の控除財源として活用するなど、減額の要因もありましたが、結果として、前年度よりも増額となっております。

なお、令和6年度の納付金算定につきましては、令和4年度の前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の精算による調整等が加わりますが、諸情勢の変化も含めてそれぞれの増減額等を見込むのは、8月の時点では不透明な状況でございます。

### (4) 国民健康保険事業運営基金

令和4年度末時点での基金残高は、約21億8,200万円となっております。また、令和5年度当初予算では、財源不足から約1億7,100万円を基金繰入金として計上しております。参考といたしまして、他市の基金の状況でございます。令和3年度の数値でございますが、基金保有額等を見ますと、伊勢市は約15億3,300万円で被保険者一人当たりでは約5万8,500円となっております。

### (5) 単年度収支の状況

平成27年度までの赤字運営であった国保会計の状況を受けまして、平成28年度に行った保険料の料率改定や薬価の減額改定等により、平成28年度は単年度収支が黒字となりました。

平成29年度も引き続き黒字となりましたが、その額は縮小し、平成30年度及び令和元年度には再び単年度収支が赤字となり、財政運営の悪化が懸念されました。

その後、令和2年度から令和4年度は、再び黒字に転換し、歳入歳出差引額に前年度繰越金及び基金積立金を考慮すると、令和2年度では約3億7,700万円、令和3年度では約3億900万円の黒字となり、令和4年度では約6億800万円の黒字見込みでございます。

令和5年度の決算見込みとして、当初予算に、令和4年度からの繰越金約1億8,000万円と国県支出金等返還金約1億3,900万円及び9月補正予定である制度改正に伴う国民健康保険のシステム改修費とそれに伴う県補助金の増額を加

味すると、単年度収支は約3億900万円の赤字となる見込みでございます。

今後の収支（決算）状況についてですが、保険料収入や医療費の動向を見通すことは困難であります。健全な国保会計の運用に向けて、より一層財政状況等を注視していく必要があると考えております。

## ○意見、質疑応答等

（委員）

県は令和6年度以降に標準保険料率の導入を目指していると聞いたが、その影響はあるのか。

（事務局）

県の考えは把握してはいるが、今は受診控えの反動もあり医療給付費が読めない状況です。今後も県の動向を注視していきます。

（委員）

市町独自の保健事業費は全体の保険料の中で何パーセントか。

（事務局）

保健事業費は歳出に対して1%、保険料収入に対しては0.5%となっております。

（委員）

①令和5年度の赤字見込みは一過性なのか、今後も続くのか、見込みは。

②今後も被保険者数が減っていくとして、一人当たりの基金保有額はどれぐらいを妥当と考えているのか。

（事務局）

①一過性のものかどうかは、県への納付金や今後の保険給付に影響を受けるので令和6年度以降については不透明です。

②津市の規模の中で適正な額の見極め作業を行っている。今後の取扱いについても運営協議会で諮っていきたいと思っています。

（委員）

令和4年度の約21億円、令和3年度の約17億円という数字を見れば、収支で赤字を出さなくてもすむのではないか。

（事務局）

約3億円の赤字は実質収支の差引結果であり、他市の状況をみても令和3年度の保有額が適当と考えますが、今のコロナ後の状況で判断するのは不安定要素があります。

（委員）

県域化されたことは津市にとってプラスになっているのか。

（事務局）

平成30年度から財政面を県が担うことになったが、実質は変わりません。

今後の標準保険料率の適用に関しては、津市は一人当たりの医療費が多いので、保険料の面からみたらメリットがあると思われます。

(議長)

少子高齢化が進み、農業者も減っていく、これから誰が保険料を負担するのか、考え方は。

(事務局)

年々、被保険者数は減少しており、先行き不透明なのが正直なところです。各自治体では公費の増額を国に要請をしています。

(委員)

がん検診の受診者を増やすには社会保険の家族も国保加入者と同程度の負担にしなければ増えないのではないかと。すでに取り組んでいる市もある。

### **その他 「津市第3期国民健康保険保健事業実施計画(案)・津市第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)」について**

「保健事業実施計画」は、厚生労働省告示である「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、また「特定健康診査等実施計画」については、「高齢者の医療の確保に関する法律」において策定することが規定されており、これらの計画においては、津市国保の医療費適正化を目指し、特定健診結果や医療費、レセプト情報等の分析をいたしまして、医療費が高く、予防可能な疾患を見極めて、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることとしております。

平成27年度からの3か年を期間として第1期計画を策定し、「健康寿命の延伸と医療費の適正化」を目標に掲げ、第2期目の現在は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としておりますことから、令和6年度からの6か年の次期計画について策定作業にあたっております。

委員のみなさまからの御意見も踏まえた上で、作業を進めていきたいと考えておりますので、中間報告という形でお示しさせていただきたいと思っております。

### **○意見、質疑応答等**

(委員)

前回の平成30年度からの計画書をもらえないか。

(事務局)

郵送させていただきます。

### **閉会(議長)**

本日の議題はすべて終了いたしました。貴重な議論をありがとうございました。これを持ちまして令和5年度第1回津市国民健康保険運営協議会を終

了します。本日はありがとうございました。